

あらたな「児童家庭福祉」の推進をめざして

平成元年3月18日

児童家庭福祉懇談会（全社協）

はじめに

わが国の戦後は新しい民主主義社会の建設と高度経済成長政策とによって、「豊かな社会」を実現した。今後、社会はいつそうハイテクノロジー化がすすみ、人間の生活意識、価値観やライフスタイルの多様化が進行していくと考えられる。

子どもたちの周辺をみても、「児童は歴史の希望である」として戦後いち早く制定された児童福祉法によって、児童福祉対策は着実に整備されてきてこんにちに到っている。

しかし反面、戦後40年という短い歳月になしとげた急激な社会的、経済的、文化的変動は、人間関係、家族関係や近隣関係の弱体化、崩壊等の多くのあらたな問題を生み出している。

とりわけ、人間のつながりの希薄化、自己を中心とした生き方の風潮、人間にとっての生活の中心的な基盤である家庭の崩壊などは、子どもの育成にとって由々しき問題として、早急に対策をたてる必要があると考える。

とくに昨今、「中学生の両親・祖母殺し」「母親が子ども四兄妹を置き去り」「幼児誘拐」等の子どもをめぐる深刻な問題が多発し大きな社会問題となっている。これらの問題は、氷山の一角であるという認識もあり、早急に何らかの有効、かつ適切な対応を講じる必要がある。

本懇談会は、ことし国際児童年10周年、国際連合

の児童権利宣言30周年を迎えるにあたり、すべての子どもが精神的、身体的、社会的に健康に育成されるために、あらたな理念の確立が必要であると考え、従来の児童福祉対策から、子どもの育つ基盤である家庭も含めての児童家庭福祉対策へと理念を拡大させる必要性を確認した。またその実現のためにとくに社会福祉協議会として、「何をなすべきか」についても検討した。

この討議にあっては

- 1 各委員がそれぞれの立場でとらえている、子ども・家庭の問題を率直に出しあい、改善する方策について活発に意見交換を行った。
- 2 家庭生活のあり方については、本来各家庭においてそれぞれ設計し、創造していく私的なことであり、まわりの者がそれに介入すべきものではないということが基本原則である。しかし、現在の子どもが直面している問題の多くが、おもに親、家庭に起因しており、しかもその背後には、個々の家庭の努力のみでは対応できない社会的要因が多くある事実を考えると、それぞれの家族のニーズに応じた多様な支援対策を社会の側に用意することが不可欠であるとの認識にたつた。
- 3 長時間労働の見直しをはじめ、国民生活において真の豊かさや幸福が求められているいま、子どもから老人まですべての人びとが、家庭を基盤と

あらたな「児童家庭福祉」の推進をめざして

してより人間らしい生活をおくることができるよう、「家庭」について広く問題提起を行いたいと考えた。そして「家庭」が子どもの育成主体として重要であると再認識されるよう、「児童家庭福祉」という理念を提示した。

- 4 児童家庭福祉活動を強力に推進するための条件、環境整備として、現行の公的な制度・施策の

改善を期待する意見も数多く出されたが、十分論議を深めることができなかったため、この件については、全国社会福祉協議会において、早急にあらたな場を設けて継続検討し、その実現に向けての最大限の努力を尽くされることを期待する旨にとどめた。

ここに討議の結果をまとめ提言として報告する。

第 章 子どもの育つ環境の問題

1 子どもにみられる問題

こんにちほど、子どもにかかわる諸制度が整備された時代は過去になかったといえるが、その中で子どもたちは本当に心身ともに健康に育っているのだろうか。

とくに親子関係をめぐる問題、親の就労によって生ずる保育問題、学校への不適応、子ども自身の生活力の低下等さまざまな問題が指摘されている。

子どもの相談の場では、「心から話しあえる友達がほしい」「何でも相談できる人がほしい」「友達がいない」といった声が多く聞かれ、まさに「豊かな社会と貧しい心」といわれる社会の風潮がいち早く子どもたちに表れてきていると思われる。

乳児期の親子関係からえられる基本的信頼感、幼児期や学童期のきょうだいや近隣の多くの友達関係で学ぶ社会性、耐性、協調性、思春期や青年期の自我形成を基盤とするいたわりやボランティアの心、自立性、健康な性など、これら各発達段階における人間形成や行動にかかわる諸問題に注目し、もう一度深く検討してみる必要がある。

いつの時代、いかなる社会においても子どもが直面している問題は、子どもをとりまく環境、親、家族、学校、地域、そして何よりも大人全体の意識、態度、行動と表裏一体となって深く結びついているのである。

2 家庭機能の脆弱化

こんにち、核家族化、少子化、近隣関係の希薄化等を背景として家庭機能が脆弱化していることが、

子どもの養育にさまざまな影響を与えている。とくに、家庭教育や育児の伝承がなされにくいことによって親となる準備が不足したままに、子どもを産み、育てる傾向が強まり、そのため親となることへの、あるいは親であることへの不安の訴えが目立つようになってきている。一方、数少ない子どもに対し、両親とくに母親の関心が極度に子どもに注がれ、孤立した状況でわが子に埋没してしまう場合もある。

また乳幼児をもつ母親の家庭外就労の増加傾向の中、就労と子どもの養育の両立にかかわる親の悩みは、家庭の基盤に大きな問題をなげかけている。最近の傾向として家庭における両親役割意識の変化があり、若い親世代では父親の育児参加もみられてきているが、一般的には、なお母親の養育にかかわる負担は大きい。

さらに家事、育児の家庭外委託化の傾向があり、家族、親子の絆をむしろ弱める方向に働いていることが懸念されている。

両親の離婚等により生じた母子家庭、父子家庭等ひとり親家庭の問題も大きな焦点となっており、さらに、養育の忌避、子どもへの虐待等、現代の複雑多様化した家族問題が子どもたちの育成上多くの影響をもたらしている。また乳児院や養護施設、母子寮等に入所している子どもは、施設への入所前は、主に家族が問題発生要因となり、入所後は家族が問題解決の阻害要因となるという、深刻な問題を重層的に担っている場合もある。しかも、その家族は、親族関係・友人関係・近隣関係から孤立化してしまっているのがめだつ。

3 偏差値重視の教育

こんにちの学校教育は、上級校の進学受験に向けて、もっぱら偏差値重視、徳育軽視の傾向がみられ、豊かな創造性や広い視野からの人間観、世界観を育てる教育面の立ち遅れが危惧されている。また勉強に大部分の時間がとられ、家族や子ども同士のコミュニケーションの機会が不足がちである。

この高学歴指向は、わが国を高度に産業化した社会に発展せしめた要因として評価されるべき点もあるが、学業成績が劣る子どもたち、学校にうまく適応できない子どもたちにあきらめ、落伍感が広がり、また登校拒否等の見すごせない問題が生じている。

一方、家庭教育、福祉教育に積極的な関心をむける学校や教師が増加しつつあるが、依然としていじめの現象や暴力による人権侵害事件等もあり、教育現場における改善努力があるにもかかわらず、「教

育の荒廃」がなお問われつづけている。

4 地域社会における養育機能低下

都市化、近隣関係の希薄化等により地域社会における養育機能は著しく脆弱化している。また、子どもたちが身近かなところであそびや文化・スポーツ活動をすることのできる環境が急速に失われつつある。

とくに、都市部では好奇心・冒険心を満たす屋外、自然の環境が少なくなり、自然の中で学ぶ生活経験が不足している。さらにあそび場も多くの場合、大人の管理下にあり、塾通い等のため遊ぶ時間すら十分にもてず、有効に活用されていない傾向がみられる。

また、子どもの目にふれる刺激的な広告、地域で野放し状態になっている酒、煙草、ポルノ雑誌等の自動販売機等による大人向け商品が、子どもの健全な育成に少なからぬ影響を及ぼしている。

第 章 児童福祉から「児童家庭福祉」へ

1 なぜいま児童家庭福祉か

(1) 家庭のない家族

現代家族の特徴を「家庭のない家族の時代」等と呼称されている。家族とは、夫婦・親子・きょうだいなどの少数の近親者を主とした集団を意味する。その家族は「家庭」という場でこそ、子どもを健やかに育み、同居者が互いに人間として成熟し、よりよき人生を歩むことができるよう支えあうものである。しかし「家庭のない家族」の呼称に代表されるように、家族ではあっても互いに家族として支えあうことを失っている現象が最近めだってきている。

このように現代のわが国の家族は、子どもたちに必要な「養育・教育機能」が弱体または変質してきている。そして家族の中には、外見上は父親、母親、子どもなどが同居しているが、家庭としての機能を失っている「潜在的家庭崩壊」の状態がみられるものがあり、成長の途上にある子どもたちに深刻な影響を及ぼしている。これらが、子どもの内面的

なストレスとなり、時には子どもを問題行動に走らせる要因ともなっている。

(2) 求められる子育ての支援体制

家庭の養育・教育機能を回復、維持させるにはいま何が必要なのか。

戦後の日本国憲法、児童福祉法、児童憲章の根底には、伝統的・封建的な「私物的わが子観」から子どもを解放し、子どもの人権を尊重した民主主義的な理念に基く「社会的わが子観」というあらたな児童観の提言が含まれていた。それが未だに国民の中に定着したとはいえない現状にある。

子どもを育てる責任は、第一義的には当然保護者にあるが、その保護者とともに養育責任を負う国、地方公共団体ならびに社会全体が真剣に今日の状況を認識し、互いにすべての子どもが心身ともに健やかに育つためのそれぞれの責任と役割を明確にする必要がある。

わが国は経済的に豊かな社会を実現しつつある中で、子どもの人口が激減の傾向にある。いまこそ

「子どもは次代の担い手」との認識にたってすべての子どもを対象とした福祉，保健，教育関係諸法等を総合的に見直し，すべての子どものあらゆる権利を保障するために，地域社会の中で家族全体をとらえた児童家庭福祉サポートシステムとそのネットワークを新しく創出していくなどの制度・政策面での早急な改善が求められている。

2 児童家庭福祉とは

(1) 狭義の児童福祉からの発展

憲法第25条でいう「健康で文化的」な生活とは，そもそも“wholesome and cultured living”であり，「ホールサム」とは，本来，精神的，知的，道徳的発達と，身体的発達が均衡して全体を構成している状態を示す言葉であり，また，「カルチャー・ド」とは，知性と美意識に培われた，人間のみのもつ洗練された精神的一面を意味する言葉である。

しかし，戦後からこんにちまで，「健康で文化的な最低限度の生活」という理念が本来の意味におよばず，主として経済生活上の保障にとどまっている。児童福祉法，母子保健法等においても同様であり，家族全体をとらえた文化的，健康的な側面での支援体制には十分配慮されていない。とくに家庭の崩壊等への事前の予防的な支援体制，治療対策もしくは家庭機能の増進的な施策・サービスは，ある程度の整備がなされているとはいえ，かなりたち遅れているといわざるをえない。

そこに従来の狭義の児童福祉からすべての子どもをもつ家族を対象とした児童家庭福祉対策を確立し，強力に推進しなければならない理由がある。

(2) 家庭機能の充実強化

人間としてよりよき生活を営むことができるには，当然，各個人や各家族の自立自助努力が必要であり，あわせて地域社会，職域などにおける相互援助や公的な支援も求められ，これらが相互に補完しあってこそ調和のとれた生活を営むことが可能となる。

とくに，子どもにとっては，かけがえのない成長の基盤となるのが家庭である。家庭機能の脆弱化や崩壊等，種々の家族病理現象が子どもたちをおそい，その成長発達をゆがめつつあるいまこそ，早急に家庭機能である 基本的な欲求充足， しつけ，教育， 自己現実への支援， 情緒的交流・心の絆， 文化の伝承などを充実させるためのさまざまな支援体制のプログラムを用意しなければならない。

すべての子どもの生存権，発達権，幸福追求権を保障するための最も基本的な条件は，このような家庭機能の充実であり，それには親子ともども健康的，文化的，情緒的，経済的，時間的にも人間らしい生活のできる家庭基盤の充実が不可欠である。

本懇談会は，21世紀の成熟社会に向けて前進するためにも，これまでの児童福祉という視点からの対策では不十分であることを認識し，「健康で文化的な家庭機能」の充実を図るための「児童家庭福祉」という視点を本提言の核として用いた。この「児童家庭福祉」の対策は一般の家族のみならず，さまざまな理由で親と離れて生活しているすべての子どもに対しても保障されるべきことは当然である。

第 章 児童家庭福祉を誰がどのように推進するか

1 家族・学校・地域等の役割

家族，学校・地域等は互いに影響しあいながら子育てにかかわっている。その関係を重視しつつ，あらためてそれぞれに期待され，必要とされる役割をあげると次のとおりである。

(1) 家族

『家庭生活は，最高にして，最も美しい文明の所産である。児童は，緊急にして止むを得ないニーズを除いては，家庭からひき離されてはならない。』

これは，本世紀初頭の1909年，米国の大統領官邸で開催された第1回ホワイトハウス会議（子どもの

福祉のために世界で初めて開催された会議)における宣言の一部である。21世紀に近づきつつある今日、この主張の意味するものの深さをあらためて確認したい。

子どもが生まれ育つうえで何にも変え難い基盤である家庭を、家族が自立して、主体性をもって築いていくことが重要であり、この基本的視点を再認識し、家庭の機能を強化しなければならない。

したがってこれから親となる世代には、まず家庭を中心に子ども時代からよりよい育児の伝承と親となる準備のための広範な教育をすすめる、さらに、保育や教育の場、あるいは地域交流や社会教育の中で、結婚・家族・家庭・子育て等の意義や人間としての生き方などを学ぶ機会を用意する。

早期からの望ましい母子関係とともに、父子関係を重視していくことは家庭基盤の核となる親子の絆、家族の絆を強めることに結びつく。そのためには、母親だけでなくとくに父親の育児参加、育児をとともにすすめる意識や環境づくりが重要であり、一般社会、企業を含めた意識改革と協力が必要である。さらに、こんにち各地で広がりつつある地域における相互育児・共同育児そして親子、家族・家庭に対する社会的支援システムにも注目する必要がある。

(2) 学校

子どもは「ひとりの独立した人格である」という視点は、子どもにしっかりと目を注ぎ、心を向けた「人間」教育を可能にする。まず、このことを学校教育の関係者にのみならず、保護者または学校教育に関心をもつすべての人びとの共通の認識にしていく必要がある。このような姿勢が、いわゆるいじめや登校拒否、体罰等を減少させ、改善することの端緒となるものである。

そのために、こんにちの偏差値に重点をおいた教育のあり方を見直し、「人間」教育の確立をめざした内容とし、例えば義務教育段階、後期中等教育段階での社会、家庭、保健、保育、福祉等の教科およびそれを通じての実習的、実践的な授業の強化を鋭意すすめる必要がある。

また、現在関心の少ないスクール・ソーシャルワーク(学校を拠点とした児童家庭福祉の実践)制度も、学校教育の中での福祉活動を可能にするため

に、今後充実させていかなければならない。

さらに、小学校、中学校、高等学校を中心に着実に広がりつつある福祉協力校の意義もきわめて高い。人間の生きることの重さを実感し、またボランティアの心を自然に育くむことができるこれらの教育の方法が、将来の児童家庭福祉を担う人を育てることにつながる。そのためにはとくに学校教育・生涯教育と福祉、医療・保健関係者の日常の連絡調整、相互理解と協力が今後の取り組みに不可欠である。

(3) 市民・地域

今日、わが国では世界に誇ることのできる「児童福祉法」や「児童憲章」をもちながら、真に子どもをひとりの人間として尊重する意識は、社会の中で必ずしも普遍的なものとなっていない。親のみならず子どもとふれることの多い地域の大人は、このような視点にたちながら子どもは「社会の子」「次代の担い手」であるという深い認識にたち、積極的にかかわりをもっていたい。

地域には、公的な活動の一環として、児童委員、家庭児童相談室、保育所、児童館、公民館等や地域母親クラブ、子ども会等の活動も相当に普及している。これらの活動において、市民は広く公平にそのサービスを受けたり参加することが大切である。

一方、家事・保育・養育・教育への日常の悩みごと等の相談援助、あるいは緊急の生活援助等々、家族への関与や介入は、公的な活動だけでは十分にその対応ができにくい。この面における柔軟で、自主的な市民の相互扶助的組織・グループ、あるいは個人による活動を強化しなければならない。

このように、それぞれ公・私の特質を生かしつつ、地域のニーズに応じた児童家庭福祉サポートシステムやそのサービスを創出することが重要である。そこには、当然全体を理解しそのシステムの方針・計画を定め、調整にあたる市区町村や、社会福祉協議会等の職員がキー・パーソンとしての役割を担うべきであるのはいままでもない。このようなシステムは、児童・青少年育成問題に対する地域の人びとの社会的関心を喚起し、必要なソーシャル・アクションを高めるうえでも大いに有効なものと考えられる。

(4) マスコミ，企業

子どもの健全育成上で不適当と考えられる商品，出版等の対策は，営業の自由，表現の自由との関連で微妙な問題も多く，また市民の価値観も多様化しておりなかなか対応しにくい問題である。

しかし，子ども商品，文化等の送り手と，受け手とがともに子どもを健やかに育てようとする相互認識にたち，定期的に対話，理解を図ることが必要である。そのためには，相互の関係者による権威ある委員会・協議会を設け，子どもの健全育成に貢献しているものを奨励したり，児童家庭福祉を向上させるための，キャンペーンや啓発を行うことが考えられる。これらの活動は，わが国の文化水準を高める努力とも結びつくであろう。

また，恒常的な残業，単身赴任等の子どもや家庭に及ぼす問題や出産休暇・育児休暇等の必要性について，マスコミ等が中心となって，社会の関心を求め，論議を深める必要がある。

2 社会福祉協議会等の役割

実効のある児童家庭福祉の推進のため社会福祉協議会等に期待され，必要とされる役割は次のとおりである。

(1) 自発的団体

わが国では，市民の間にボランティアによる活動基盤をもとに福祉活動を展開する文化的，宗教的な風土はあまりみられず，いまでも，公的な制度，施策に任せたり，依存したりする意識が強い。公的施策の向上と相まって，国民の自発的な活動が成熟するのでなければ福祉社会とはいえない。これまでも，このような活動の芽が地方公共団体を動かし，時には国の制度や施策に影響を及ぼしたものもある。

今後とくに必要とされる自発的活動は，例えばベビーシッター，預けあい保育などを含む柔軟で多様な乳幼児保育の場，子どものさまざまな悩みや不安を必要な時に受けとめることのできる相談の場，親と子どものグループが気楽に集いあい，親同士や親子が相互に学びあえる場，子どもにとって心から親しめる大人やたまり場であり，いつもこれらが身近かに多く存在していることが必要である。さらに，

孤立しがちな障害児をもつ家庭，母子家庭，父子家庭等に対するきめ細かな対応ができる支援グループや，当事者組織を地域につくっていくことも大事である。これらの中から，やがては市民も巻き込んだ自発的な活動が組織化され，地方公共団体等との協力で新しい活動システムをうみ，児童家庭福祉を推進する大きな力に発展する可能性が芽生えよう。

(2) 社会福祉協議会，児童委員

発足以来間もなく40年を迎えようとしている社会福祉協議会は，こんにちでは社会福祉事業にかかわる調査，総合的企画，連絡・調整，助成，普及宣伝等を本来の任務とし，全国および都道府県・指定都市レベルに加え，市区町村レベルの社会福祉協議会の活動も非常に活発になってきている。

今後は，とくに児童委員，児童福祉施設関係者をはじめ関連諸機関，市民組織の代表者等の協働体制のもとに，地域に見合った具体的プログラムを作成実行するとともに，公的活動と民間の自発的活動を総合的に調整しながら，有効に機能させ，全国的に展開することが期待される。

とりわけ，最も地域と結びついた市区町村社会福祉協議会の福祉活動専門員が高年福祉対策との整合性を配慮した，児童家庭福祉の推進，向上にかかわる企画，連絡・調整の役割を果たすことが望まれている。

児童委員は，その歴史的経過や実績はもとより，本来的な役割・機能からしても，地域において児童家庭福祉活動を推進するのにふさわしい主体である。福祉活動専門員や公的な機関の職員，あるいは教育，医療・保健関係者と協力し，きめの細かい活動が可能となるような体制をつくることが望まれる。

3 児童家庭福祉を支える国および地方団体等の役割

前述のように今後わが国の児童家庭福祉の推進に，民間の私的，自発的活動が積極的に参入することは，いささかも行政上の責任と役割を軽減させることを意味するものではない。行政が家族の中への直接的介入は極力さけるべきであるが，基本的な家庭機能を充実させる諸条件や環境を整えるうえで，

国，地方公共団体の果たすべき役割は一層重い。

国，地方公共団体および公的役割をもった諸機関等に期待され，必要とされる役割は次のとおりである。

(1) 国・地方公共団体

国

家庭機能の脆弱化に対し，それを補い，支え，整えるため国には次のふたつの役割の充実がある。

第一の役割は，国家的視野からの施策・制度の整備，見直しであり，第二の役割は，地方公共団体の主体的な事務・事業と，すぐれた民間レベルの活動を育成することである。

第一の役割として今後求められることは，各省の省域を大胆に超えて児童家庭福祉にかかわる適切に必要な施策・制度を整備することである。

さらに子どもの育成に関して地域間格差が生じないようにナショナルミニマムの設定とそれに伴う行財政等の基盤整備が求められよう。また収入を保障された育児休業，家族休暇の制度化，非行等の少年事件や離婚等の民事事件に際して子どもの権利ともいえる子どもが意見を表明する機会の保障等の検討も考えられよう。

とくに，早急に取り組まなければならないことは，本提言で示した「児童家庭福祉」の視点にたった実施・運用体制の抜本的見直しと再構築を図ることである。

第二の役割は，児童家庭福祉をすすめるうえで不可欠な，きめ細かい施策・サービスにかかわるものであり，多様な地域の状況にあわせて実施している地方公共団体，民間諸団体，自主的グループ等の活動に常に注目し，あらゆる面にわたる積極的な援助を実施することである。また，このような活動を普及するため，地方公共団体，民間諸団体の独自性，主体性を尊重した一括助成のあり方を検討すべきである。単に財政的な視点からの地方分権であってはならず，地域福祉の推進という観点にたち，この第二の役割を強化するものでなければならない。

地方公共団体

地方公共団体においては，地域ニーズに応じた主体的，独創的な児童家庭福祉施策・サービスの充実がより求められる。

例えば，保育施設，ベビーホテルなどに関する設置，運営の基準をそれぞれの自治体の条件に応じて定め，これらを規制あるいは育成することにより，地域の保育レベルを高め，低劣な育児産業の氾濫を防止することや，子どもの自殺，家庭内暴力，登校拒否等にかかわる精神保健・家庭保健を重視したサービス，家族全体を対象とした相談や援護等を目的とする地域センターを設置することなどがそれである。この場合，既存の保健・医療，福祉，教育等の諸施策・サービスの見直しや再整備，現業担当専任職員教育・研修の強化等が必要になってこよう。

(2) 養成・研修・研究機関，児童福祉施設等

養成・研修・研究機関

児童家庭福祉を推進するためには，何よりもこの仕事に携わるマンパワーの養成が必要である。養成機関において児童家庭福祉という視点で養成を検討するとともに，多くの領域，専門分野から参加する有効な現任訓練ができる研修体制の確立を図る。

また社会福祉学，心理学，社会学，教育学，保育学，小児科学，医学等の児童家庭福祉にかかわる専門的，総合的な研究分野は，単に理論的なものではなく実践活動とより結びついた成果が求められている。ついては，このような人材を育成するため，国，地方公共団体，民間諸団体，企業等が児童家庭福祉にかかわる研究助成をし，専門的調査研究の場を設けること等が必要であろう。

さらに，研究機関等においてこれからの情報化時代にあたり，これまで分散しがちであった国際的，全国的，地方，地域レベルの情報がある効に活用できるよう情報機器等の導入による情報ネットワーク・システムやデータベースの整備も必要である。

児童福祉施設等

地域の児童家庭福祉サポートシステムには，さまざまな公・私諸機関，施設等が横の連携を

もちながら参加することが期待される。

保育所をはじめ、乳児院、養護施設、母子寮等の入所施設や児童相談所、保健所等が日常対応している子どもの処遇内容の向上を図るとともに、地域の「育児・養育・児童家庭福祉センター」としての機能をも発揮し、積極的な援助、予防、福祉増進等への貢献が求められている。そのために、各地域の社会福祉協議会に参

加・協力してその機能を十分に発揮することが期待されている。

わが国では里親の数は、なかなか増加をみていないが、近年欧米諸国と向しく、施設的な部分と個人家庭の部分とを有効に組みあわせたグループ・ホームを広げる気運が高まってきている。今後は地域や家族とより結びついた養育のあり方として、この方面の充実も必要である。

第 章 児童家庭福祉推進のための提言

とくに、21世紀に向けて社会福祉協議会活動に期待する課題を列挙する。

1 社会福祉協議会に期待する課題

(1) 「児童家庭福祉委員会」の設置、運営

全国社会福祉協議会に、児童家庭福祉の問題を常時総合的に審議・推進し、以下の本報告書の提言を実現するための委員会を設ける。

今後、都道府県・指定都市、さらに市区町村社会福祉協議会に、これに準じた機関を設ける。

(2) 児童家庭福祉推進協議会（仮称）の提唱

子どもの育成にかかわるあらゆる分野の代表によって構成される児童家庭福祉推進協議会（仮称）をあらたに組織化することを、全国社会福祉協議会が提唱し、実現へ努力する。

この「推進協議会」は、5年に一回程度「児童家庭福祉国民会議」を開催する。この会議のために子どもに関する課題別の専門委員会を推進協議会内に常設する。

委員会は過去5年間の総括のうえにたって次期5か年間の具体的な行動計画を策定する。国民会議においてその行動計画を評価・検討し、その内容を『児童家庭福祉白書』という形で発行し、児童家庭福祉の現状と課題をめぐる国民的関心を喚起する。

総務庁、厚生省、文部省、法務省、労働省、警察庁、文化庁、農林水産省、建設省、運輸省、郵政省等多くの省庁にまたがり、それぞれ

予算化し実施されている施策の効果性、施策の連携・統合の可能性等を研究協議し、公的施策の社会的チェック機能（例えば北欧のオンブズマン制度のようなもの）をも担うとともに、国民生活の中に広く児童家庭福祉を浸透、定着させる民間主導の国民運動の原动力的機構とする。

この事業の財源は、国民運動として進め、組織としての独立性、中立性、公平性を保つために、この事業の参加者からの会費、または寄付等によって運営するものとする。

(3) 国連・「子どもの権利条約案」の啓発・批准の促進

今年秋の国連総会で決議される予定の「国際連合子どもの権利条約案」について、その背景、内容等を広く国民に啓発する。

決議後は、日本政府がこの条約を可能な限りすみやかに批准するよう、前記「推進協議会」等を中心にして積極的に働きかける。

また親権問題と子どもの人権擁護の活動に今後とも積極的に取り組むことが期待される。

(4) 「家庭福祉サポートシステム」の構築

国の家庭支援相談事業に、社会福祉協議会および児童福祉施設の役職員、児童委員が全面的に協力する。なお、これらの事業を民間レベルで他の関連事業と総合的に推進するために、都道府県・指定都市、市区町村単位に「家庭福祉サポートシステム」を構築し、地域の実情に応じた諸サービスを実施、評価していくことが必

要である。

このシステムは、子どもと親だけではなく、子どもから老人に至るまで、また、母子家庭、父子家庭等のひとり親家庭、障害児者の家庭を含んだすべての家族を対象とする。

(5) 児童家庭福祉を推進するマンパワーの確保と現任研修の促進

社会福祉協議会の構成員でもある児童福祉施設・団体において、本報告書で提起する児童家庭福祉サービスがスムーズに提供できるよう、福祉専門職および非専門的マンパワーへの現任教育が継続的、体系的に実施されるよう促進する。

(6) 福祉教育の推進

学校も週休2日になることが予測されているので、社会福祉協議会は、子ども、親等のためのボランティア活動および老人、障害児・者との地域交流等のプログラムを用意し、月1回程度は、さまざまな福祉教育とボランティア活動の機会を提供し、これを受け入れる計画等を積極的に推進する。

(7) 児童家庭福祉に関する総合的な情報収集・研究機能の強化

国内外の総合的な児童家庭福祉情報のオンライン・ネットワークシステムの開発を行い、全国のどの社会福祉協議会でも情報が即時に入手できる体制を整備する。

21世紀の国際社会に向けて、海外の児童家庭福祉を推進する専門家やボランティアのリーダーを招き、国際的視野にたった研修・研究の機会を提供するプログラムを策定し推進する。

(8) 健全育成に関する文化活動の促進

子どもや家庭を対象とした企業活動等で、児童家庭福祉の向上に貢献しているものについては奨励していく民間組織の創設と育成をはかる。また、この機関を前述した「児童家庭福祉推進協議会」（仮称）の中に常設委員会のひとつとして設けることも考えられる。

当面は、社会福祉協議会が中心となり、関連する団体、市民の代表、専門家を中心とした組織の育成を図ることが望まれる。

2 社会福祉協議会が検討し行政への働きかけを要する課題

児童家庭福祉の理念の普及とその具体化をはかるために、現行の制度や施策をより効果的で確かなものにしていく必要がある。

本懇談会において十分審議を深めることができなかった課題として、次の事項があげられた。全国社会福祉協議会において、中・長期的展望にたち、検討し、必要に応じて国・地方公共団体に積極的に働きかけることを期待する。

(1) 児童福祉法等の見直し

児童福祉法ならびに関連法制が真に子どものしあわせと児童家庭福祉の向上を保障するよう見直しを図る。

(2) 児童福祉施設最低基準の見直し

現行の児童福祉施設最低基準を、前述した「ホールサム」「カルチャード」の観点から人的・物的条件について見直しを図る。

(3) 育児休業制度等の確立

現行の育児休業制度が普及していない要因を究明するとともに、女子の再雇用制度や児童手当法のあり方をふくめ、収入を保障された制度の確立を図る。

(4) 子どもの学習保障の整備

何らかの事情で学業を中断した児童・青少年が、必要な時期にいつでも再学習することが可能な多様な教育の機会を整備する。

(5) スクールソーシャルワーカー制度等の促進

学校への不適應の子どもへの対応と学校を拠点として、広く子ども・家庭をサポートしていくための条件整備の促進を図る。

(6) 子どもの育つ地域環境の整備

都市づくり、町づくりや文化にかかわる行政施策等において、子どもの育つ地域環境の面からの周到な配慮を図る。

おわりに

児童家庭福祉の積極的推進を図っていくことは国・地方公共団体・民間諸団体・諸機関等、わが国の社会全体が取り組んでいかねばならない最大の課題である。

国民は、「すべての児童は心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活は保障される」社会をめざして力をあわせ、子ども自身はこの社会に生まれしてきたことをよろこび、次代の担い手としての役割を自覚し、社会の一員としてはばたいていって欲しいものである。

21世紀にむけて、すべての子どもと家庭のよりよき生活をめざした、自発的な民間活動・運動が大きな国民運動にまで盛りあがることを委員一同心から願うものである。

〔本報告書で用いた用語の解説〕

【児童】 児童福祉法の定義により満18歳未満をいう。なお、本報告書では、「子ども」，「児童」を同じ意味・内容で用いている。

【児童家庭福祉】 「児童家庭福祉」という用語は、本懇談会において、あらたな児童福祉の

あり方の視点として、子どもの福祉にとって「健康で文化的な家庭機能」が必要不可欠であるとの認識にたって用いられたものである。重要なポイントは、この家庭機能の提供を家族にのみ求めるのではなく、家族を中心としつつ社会的に分担・サポートしていこうとするものである。

【「私物的わが子観」と「社会的わが子観」】 戦前の家父長的家族制度の中で養われた価値観は子どもは親に隷属するものである、というものであった。そこには「権利主体としての子ども」という視点がない。この封建的な価値観を「私物的わが子観」という。

「社会的わが子観」は戦後、日本国憲法、児童福祉法、児童憲章などの「子どもは社会の構成員の一人」というあらたな価値観として登場した。また、子育ては保護者を中心としつつも、さまざまな子どもの育成主体が責任を分担して、子育てに必要な不可欠な家庭機能を補完、維持、代替し、協働して親の子育てをサポートしようとする価値観をいう。